

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
8月22日
(火曜日)

目次

告示

救急病院の認定(医務保険課).....一

土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....一

保安林の指定(森林整備課).....二

公有水面の埋立ての免許の出願(港湾課).....二

道路の位置の指定(建築指導課).....三

公告

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....四

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課).....四

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....七

土地改良事業計画変更の認可申請に係る決定(農村整備課).....七

土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課).....八

山口県告示第四百四十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十八年八月二十二日

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限

山口県知事 二井 関 成



医療法人社団同仁会周 下松市生野屋南一丁目一〇番一 平成二二、八、四
南記念病院

山口県告示第四百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年八月二十二日

土地改良区の名称	認可年月日
岩国市灘土地改良区	平成一八、八、八
玖珂郡周東町陣ヶ原土地改良区	" " 一〇

山口県告示第四百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十八年八月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林の所在場所

下関市大字井田字上の山二〇一から二〇三まで、二〇四の一、二〇四の二、二〇五から二〇七まで、二〇九、二一〇

美祢市伊佐町伊佐字一ノ森下七五から七七まで、七八の一、七九、八〇、八二、字森下八〇の一から八〇の五まで、一五三、二三六七の一、二三六七の二、字河内神一三四の四一から一三四の五〇まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市大字井田字上の山二〇一・二〇二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

美祢市伊佐町伊佐字一ノ森下七九・八〇・字森下八〇の一・八〇の五・二三六

七の一・二三六七の二・字河内神一三四の四四(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百四十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許の申請があつた。

同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成十八年八月二十二日から同年九月十一日までの間、山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び周防大島町役場において公衆の縦覧に供する。

平成十八年八月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字戸田字今朝日五五三の三から同大字赤石五九〇の二に沿接する町道脇田浜線までに沿接する県道大島環状線地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から41の地点までを順次結んだ線及び1の地点と41の地点を結ぶ平成十七年秋分の満潮位(D.L.+二・九九メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

- 1の地点 大島郡周防大島町大字戸田字ケサヒの戸田四等三角点(北緯三三度五二分五三・八二五秒東経一三二度一分三八・二八〇秒)(以下「基準点」という。)
- 2の地点 1の地点から二九六度二四分二九秒三・七六メートルの地点
- 3の地点 2の地点から三四九度四二分〇〇秒二〇・〇六メートルの地点

- 4の地点 3の地点から三四五度〇九分三七秒二〇・〇〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から三四五度〇九分三七秒四〇・〇〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三四五度一分一九秒二〇・〇八メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三四五度二分五二秒七・七三メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三四五度二分一八秒二・二二メートルの地点
- 9の地点 8の地点から三四五度二分一八秒一六・二六メートルの地点
- 10の地点 9の地点から三四五度二分三三秒三・七三メートルの地点
- 11の地点 10の地点から三四四度四分一三秒一九・八四メートルの地点
- 12の地点 11の地点から三四二度〇六分一六秒一九・六〇メートルの地点
- 13の地点 12の地点から三四七度四分二秒一九・五二メートルの地点
- 14の地点 13の地点から三四三度〇八分二〇秒一九・五二メートルの地点
- 15の地点 14の地点から三四八度三分一九秒一九・五二メートルの地点
- 16の地点 15の地点から三四三度五八分一八秒一九・五二メートルの地点
- 17の地点 16の地点から三四九度三分一七秒一九・五二メートルの地点
- 18の地点 17の地点から三四二度五十六分五秒三・六〇メートルの地点
- 19の地点 18の地点から三四二度五十六分五秒三・六〇メートルの地点
- 20の地点 19の地点から三四〇度五十分五八秒一九・六八メートルの地点
- 21の地点 20の地点から三四〇度〇一分三六秒二六・二四メートルの地点
- 22の地点 21の地点から三四三度二〇分一秒三・七〇メートルの地点
- 23の地点 22の地点から三四八度四分三秒二〇・〇〇メートルの地点
- 24の地点 23の地点から三四〇度四分三秒二四・一二メートルの地点
- 25の地点 24の地点から三四〇度二八分四九秒一八・二二メートルの地点
- 26の地点 25の地点から三四三度四分三秒二四・八二メートルの地点
- 27の地点 26の地点から三四五度二分九秒五・五六メートルの地点
- 28の地点 27の地点から三四五度〇一分〇四秒二〇・四三メートルの地点
- 29の地点 28の地点から三四二度一分五秒二〇・一六メートルの地点
- 30の地点 29の地点から三四二度四分五八秒二〇・〇一メートルの地点
- 31の地点 30の地点から三四一度〇九分三秒二〇・〇〇メートルの地点
- 32の地点 31の地点から三四一度〇九分三秒二〇・〇〇メートルの地点
- 33の地点 32の地点から三四〇度四分二秒一六秒一九・四八メートルの地点
- 34の地点 33の地点から三四七度五十六分二八秒一九・五八メートルの地点
- 35の地点 34の地点から三四五度二八分五秒〇・八六メートルの地点
- 36の地点 35の地点から三四二度三十七分〇一秒一八・五七メートルの地点
- 37の地点 36の地点から三四八度五三分〇八秒六・七四メートルの地点

- 38の地点 37の地点から三〇六度二分一秒二・七六メートルの地点
- 39の地点 38の地点から三〇三度一分五秒二・七六メートルの地点
- 40の地点 39の地点から三〇二度〇九分三秒七・四一メートルの地点
- 41の地点 40の地点から三二度四七分三秒一・四三メートルの地点

二 埋立てに関する工事の施行区域
 (一) 位置

大島郡周防大島町大字戸田字中磯一〇九四の六、同大字字今朝日五四七の四、五五〇の三、五五三の三、五五四の四、五五五の二、五五六の一及び五五六の三、同大字字赤石五八九の三、一一四六の二、一一四六の四、一一四七の一及び一一四八の一、同大字字今朝日五五〇の三に沿接する水路、同字五四七の四に沿接する道路、同字五五五の二に沿接する道路、同大字字赤石五八九の三に沿接する道路、同大字字浜一七四五の六に沿接する県道大島環状線に沿接する堤並びに同大字字中磯一〇九四の六から同大字字浜一七四五の六までに沿接する県道大島環状線地内並びに同大字字中磯一〇九四の六に沿接する県道大島環状線から同大字字浜一七四五の六に沿接する県道大島環状線に沿接する堤に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑬の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から二二一度一九分二五秒七七一・二二メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二五六度三七分二秒八八・二五メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三四二度一分一六分一〇秒二八七・〇四メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三一一度三六分一〇秒二五九・三七メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三一六度一分一五秒二一一・一三メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三四四度〇六分五七秒三三・二七メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から四二度〇九分五六秒五九・四九メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二四度〇五分五九秒六五・一九メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一三三度一分三五秒三一・九五メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一三七度五七分四秒四六・二三メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一四〇度二分一九秒九九・四九メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二八度四三分〇九秒一三三・〇四メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から二二六度〇〇分〇五秒六八・八二メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から一三七度五三分三六秒四七・三四メートルの地点

- ⑮の地点 ⑭の地点から一四五度二分五一秒五八・六〇メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から一五五度一分六秒四三・五三メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から一六五度四分二〇秒一六六・〇〇メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から一六三度一九分二秒六九・七九メートルの地点

三 埋立地の用途

(二) 面積
 七一、二八三・一七平方メートル

用途	配置	規模
防災施設用地	道路用地を除く全域に配置	約三、三〇〇平方メートル
道路用地	埋立地の北東側に配置	約一、三〇〇平方メートル

四 出願人

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 出願の年月日

平成十八年七月二十一日

山口県告示第四百四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十八年八月二十二日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市美里町四丁目九四三の三二	五・〇	二五・八	一三三・七一



(四四五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年八月二十二日から同年十二月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 湯田ファッションモール

所在地 山口市幸町四四二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

有限会社金子産業 山口市幸町一番三七号 金子 勝一

野村 義高 " " 三番一三三号

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社アペイル さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号 島村 治伸

株式会社しまむら " " " " 野中 正人

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年四月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、三四〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一〇一台

(二) 駐輪場の収容台数

七〇台

(三) 荷さばき施設の面積

二〇九平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

八五立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社アペイル 午前一〇時 午後九時

株式会社しまむら " " " "

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時四十五分から午後九時十五分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成十八年七月三十一日

(四四六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年八月二十二日から同年十二月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ルルサス防府

所在地 防府市栄町一丁目三三三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

防府駅てんじんぐち市街 防府市天神一丁目八番二七号 藤本 晃二

地再開発組合

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所										大規模小売店舗において小売業を行う者の住所															
株式会社レディスハトヤ	株式会社奥野壽久商店	藤村 幸弘	谷口祐梨央	株式会社ユニクロ	J'S株式会社	株式会社ブルミエ	株式会社銀座伊勢田	リフォームスタジオ株式会社	株式会社アンデルセン	株式会社鈴丹	株式会社シーモールシステムセンター	下関商業開発株式会社	株式会社ダイエー	株式会社奥野壽久商店	株式会社ユニクロ	J'S株式会社	株式会社ブルミエ	株式会社銀座伊勢田	リフォームスタジオ株式会社						
北九州市八幡西区黒崎二丁目六番八号	北九州市小倉北区浅野二丁目一四番一号	下関市吉見本町二丁目一七番一二号	下関市彦島山中町二丁目三番四号	下関市新堀田北町五番二六号	山口市佐山七一一の一	北九州市若松区浜町二丁目七番三十一号	福岡市博多区東光二丁目一〇番三号	名古屋市中区丸の内一丁目五番五号	千葉市美浜区中瀬一丁目五の一	吉田 正子	小林 史生	園田 虎雄	"	樋口 泰行	奥野 壽久	柳井 正	秋本 謙治	坂本 東	天明 義彦	渡邊 善仁					
蓮見 敏男	"	吉田 実	吉田 誠一	東 光晴	高木 誠一	渡邊 善仁	天明 義彦	坂本 東	秋本 謙治	柳井 正	奥野 壽久	樋口 泰行	蓮見 敏男	吉田 実	吉田 誠一	東 光晴	高木 誠一	渡邊 善仁	天明 義彦	坂本 東	秋本 謙治	柳井 正	奥野 壽久	樋口 泰行	蓮見 敏男

- 四 届出年月日
平成十八年八月十日
- 五 変更年月日
平成十八年六月三十日

(四四八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年四月七日山口県公告(二〇三)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年八月二十二日から同年九月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。
平成十八年八月二十二日
山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 デオデオ柳井店
所在地 柳井市南町五丁目一番五六号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(四四九) 土地改良事業の計画の変更の認可の申請に係る決定

次の土地改良事業の計画の変更の認可の申請は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年八月二十二日	山口県知事	二井 関成
一 事業の内容	土地改良区の名称	防府市牟礼土地改良区
	施行地区	竹ノ益地区
	事業の種類	ため池の整備

- 二 縦覧の期間
平成十八年八月二十三日から同年九月十一日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(四五〇) 土地改良事業の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の完了の届出がありました。

平成十八年八月二十二日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
秋穂土地改良区	浜中地区 かんがい排水	平成一三、一、一	平成一四、一、三一
"	中津江地区 かんがい排水	平成一七、一、一〇	平成一七、二、二八
"	西天田地区 農道の整備	平成一六、七、一	三、三〇
山口市	日地開作地区 暗きよ排水	"	"
"	徳地区 かんがい排水	平成二一、一〇、一八	平成二三、二、二三
"	秋穂(下村中野)地区 農道の整備	"	"
"	徳地区 農道の整備	"	"
"	秋穂(中津江)地区 農道の整備	平成二三、" 一八	平成二四、" 二三
"	秋穂(上前田)地区 農道の整備	"	"
"	立岩地区 ため池の整備	平成一五、七、二〇	平成一六、" 〇

平成十八年八月二十二日印刷
平成十八年八月二十二日発行

発行人所 山口県知事

定価一箇月 金千七百円(送料共)